

## 吸收合併公告

令和 6 年 2 月 26 日

株主及び債権者各位

大阪市中央区北浜東 1 番 20 号

ナカバヤシ株式会社

代表取締役社長執行役員 湯本 秀昭

当社は、令和 6 年 2 月 14 日の当社取締役会において、令和 6 年 3 月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、リーマン株式会社（本店所在地：愛知県愛西市西保町南川原 68 番地 1、以下「リーマン」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより当社はリーマンの権利義務全部を承継して存続し、リーマンは解散することとなりますので公告いたします。

なお、当社は会社法第 796 条第 2 項、リーマンは会社法第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。また当社はリーマンの全株式を取得しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はございません。

### 記

1. 会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、この吸収合併に対し反対の株主は、本公告掲載の翌日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。

2. この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内に、その旨をお申し出ください。

3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社) 金融商品取引法における有価証券報告書提出済み  
(リーマン株式会社)

掲 載 紙 官報

掲載の日付 令和 5 年 6 月 15 日

掲 載 頁 73 頁 (号外第 126 号)

以上